

3 1 江環第 1 0 号
平成 3 1 年 4 月 8 日

愛知県知事 大村 秀章 様

都市計画決定権者

江南市

代表者 江南市長 澤田 和延



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成 1 0 年愛知県条例第 4 7 号。以下「条例」という）第 3 1 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 9 条の規定に基づき、尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要を別添のとおり作成しましたので、送付します。

担 当

江南市経済環境部環境課

電 話：0587-54-1111（代表）

メー ル：kankyou@city.konan.lg.jp



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設
（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要（総括表）

1 方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

1) 縦覧状況

- ・縦覧期間：平成31年2月12日（火）～3月12日（火）
- ・意見書提出期限：平成31年3月26日（火）

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	1
		布袋支所	2
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	0
	大口町	産業建設部環境経済課	0
	扶桑町	産業建設部産業環境課	3
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室 環境政策課	0
合計			6

2) 意見書の提出状況

方法書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計5通（71件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表1に示すとおりです。

表1 方法書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	33
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	4
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	0
第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	0
第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	4
第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	25
第8章 方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	0
その他の事項	5
合 計	71

2 方法書についての意見の概要

1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見（計 33 意見）

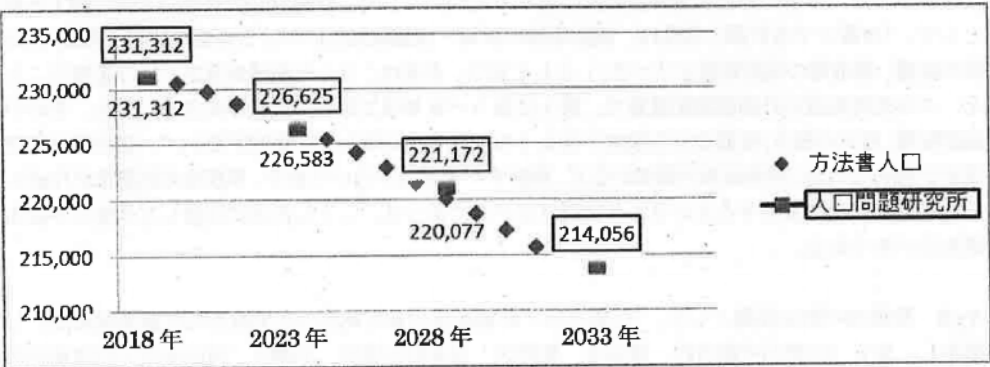
(1) 建設地の決定経緯に関すること（計 3 意見）

1	<p>*p 7</p> <p>建設地の決定経緯として、“平成 13 年 8 月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成 15 年 2 月には犬山市善師野地区を再選定したが、どちらも地元調整が難航したため断念している。…平成 22 年 5 月に…犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。”とあるが、それぞれ 3 回の地元調整が難航した理由を明記すべきである。こうした事実を明らかにすることが、今回の計画地で同様の問題が発生しないかを判断できる重要な要素である。</p>
2	<p>*p 7</p> <p>建設地の決定経緯として、“平成 24 年 10 月…江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている”という点については、いわゆる嫌悪施設の受入を表明した江南市の態度は評価できるが、その後の経緯で、“江南市による候補地の選定にあたっては、市内の 3 ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された 5 つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。”という点に違和感を覚える。</p> <p>中環審答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」で、計画段階配慮書の手続に関する事項として、「対象とする計画の段階は、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべき。」としており、本来はこうした候補地選定という重要なことこそ、ごみ処理施設の計画段階配慮書で、第 1 に扱うべき事項である。位置が決まってから、その中の施設配置、煙突の高さ・位置などを検討するような配慮書ではほとんど意味がない。“一定の評価基準”項目が適切なのか、評価結果が適切かなど、検討すべき点はいろいろあり、事務局の江南市が作成し、それを地元だけに説明するということは避けるべきであった。こうした点に注意して今後の手続きを進めるべきである。</p>
3	<p>*p 9</p> <p>建設地の決定経緯として、“江南市は…評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の 3 地区から同意を得た。そして、平成 28 年 3 月…江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。”とあるが、同意を得た 3 地区とは中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区の 6 地区うち、どの区なのか。事業計画地及び直近の地区は含まれるのか。残る 3 地区はどのような判断をしているのか。“概ね地元の合意形成は得られたものと判断し”の根拠を、具体的、詳細に示すべきである。</p>

(2) 都市計画対象事業の規模に関すること（計 1 意見）

4	<p>*p 10</p> <p>“ごみ焼却施設 処理能力:197 t/日”とあるが、焼却炉数を記載すべきである。1 炉では、修理・定期補修などで、全停止とせざるを得ないので、まず考えていないはずであるが、2 炉なのか、3 炉なのか、4 炉なのか。あまり小規模にするとダイオキシン類対策が取りづらいが、処理能力の割り振りはどうするのか。これらが決まらないと公害防止設備の規模、能力、性能が決められないはずである。</p>
---	---

(3) 都市計画対象事業の諸元に関すること (計 19 意見)

5	<p>*p 12</p> <p>処理能力の算定で、ごみ焼却施設については説明があり、既設の犬山市が 135t/日、江南丹羽環境管理組合 150t/日の計 285t/日 p4 を、約 7 割の 197t/日にまとめているが、粗大ごみ処理施設については、既設の犬山市 30t/5h、江南丹羽環境管理組合 150t/日の 30t/5h 計 60t/5h p4 を、1/4 の能力の 15t/5h にまとめるという結論だけである。その根拠を示すべきである。既設施設の稼働実績から、その能力が過大でなかったのかなどの検討も必要である。そもそも運転計画として“5 時間運転”と限定する理由が不明である。ごみ焼却施設の運転計画が“24 時間連続運転”とされていることとも大きくかけ離れている。</p>															
6	<p>*p 12</p> <p>処理能力の算定で、ごみ焼却施設について“計画処理量は、「整備計画」において、計画施設の稼働目標年度(平成 37 年度)の可燃ごみ及び粗大ごみ破碎選別可燃残渣(処理後可燃物)…し尿処理施設…のし渣及び脱水汚泥並びに災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定している。…可燃ごみ焼却処理量…各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値をもとに、…稼働目標年度である平成 37 年度に、49,569 t/年で最大になると推計される。”とあるだけで、それらの根拠がどこにも記載されていない。但し、同時期に環境影響評価手続きを先行している「豊橋田原ごみ処理施設整備事業」(2019 年 1 月準備書)では、具体的な人口推計もない非科学的なものであるが、さすがに人口推計結果だけは表 2.2.2. に含めている。しかしながら、市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値というだけである。重要な処理量を判断できるように、市町ごとの可燃ごみ量、その根拠を示すべきである。</p> <p>なお、人口推計については、多くに自治体が参考に行っている「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」国立社会保障・人口問題研究所の「市区町村総人口」で検討すると、目標の 2023 年度までは、ほぼ同程度であり、ほぼ妥当なものと判断できる。</p>  <table border="1"> <caption>人口推計データ (推定)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>方法書人口 (◆)</th> <th>人口問題研究所 (■)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018年</td> <td>231,312</td> <td>231,312</td> </tr> <tr> <td>2023年</td> <td>226,625</td> <td>226,583</td> </tr> <tr> <td>2028年</td> <td>221,172</td> <td>220,077</td> </tr> <tr> <td>2033年</td> <td>214,056</td> <td>214,056</td> </tr> </tbody> </table>	年	方法書人口 (◆)	人口問題研究所 (■)	2018年	231,312	231,312	2023年	226,625	226,583	2028年	221,172	220,077	2033年	214,056	214,056
年	方法書人口 (◆)	人口問題研究所 (■)														
2018年	231,312	231,312														
2023年	226,625	226,583														
2028年	221,172	220,077														
2033年	214,056	214,056														
7	<p>*p 13</p> <p>処理能力の算定で、し渣及び脱水汚泥処理量については、“し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる平成 37 年度では、2,249 t/年になると推計している。”とあるだけである。重要な処理量を判断できるように、下水道の普及によるし尿処理量の減少、浄化槽普及による汚泥増加などの内訳を、根拠を示して、市町ごとに示すべきである。事業者が出した数値をそのまま信用するなら環境影響評価は必要ない。納得できる根拠で必要な施設能力を算定することが重要である。まして、どんどん人口が減少していく時代に、過大投資をしないよう、細心の検討が必要である。</p>															

8	<p>*p 13</p> <p>処理能力の算定で、災害廃棄物の処理量については、“「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成 27 年 9 月愛知県）より…推計されており、2 市 2 町の合計である 2,640 t を処理対象とする。”とある。この文献そのものは見当たらず 2015 年 7 月 2 日公表資料があり、4 市町の災害廃棄物量等は同じである。正式な出典と思われる愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）の参考資料として、災害廃棄物等発生量推計方法、災害廃棄物等発生量が記載されており p6、全壊・半壊・焼失・津波堆積物から、選別後の量を求め、それぞれの単位床面積当たりの廃棄物重量、選別による量の減少率（選別率）なども記載され p4～5、それなりに根拠も検討でき、4 市町の災害廃棄物等発生量、選別後の可燃物量も同じ値が表 2.2.3 に記載してある。</p> <p>ただし焼却施設の処理可能量推計 1,509,658t/3 年の内訳 p8 は、犬山市の都市美化センター135t/日 2 基、江南丹羽環境管理組合の環境美化センター150t/日 2 基で計算してあるため、今回の計画で約 7 割に焼却能力を減少させると、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れてくる。このため、5 年を目途に見直す災害廃棄物処理計画の改訂でこうした事情を組み込むよう求めるべきである。</p> <p>また、この参考資料には市町村災害廃棄物処理計画の策定予定が示されている p2。このなかで、犬山市は 2017 年度策定予定、江南市、大口町、扶桑町は 2018 年度策定予定とされている。ただし、表の注で※市町村廃棄物担当課意向調べ（平成 28 年 10 月）とあり、公式な見解ではなさそうだが、4 市町ともホームページで確認する限りでは 2018 年度末になっても市町の災害廃棄物処理計画が策定された形跡はない。策定について特に法的義務もないが、施設の処理能力算定に加える以上、災害廃棄物処理計画を策定すべきである。</p>																																																																																																	
9	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“周辺住民等と公害防止協定等を締結する”とあるが、締結対象を明確にすべきである。周辺住民等とは、地元説明会を開いた中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区の全区又はその代表者なのか、同意が得られた 3 地区だけなのか、都市計画決定権者の江南市長なのか事業者の尾張北部環境組合代表者なのか、共同なのか。</p>																																																																																																	
10	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“既存施設の自主規制値は法令に基づく基準値に比べ厳しく定めているが、本施設においてもこの考え方を踏襲し、さらなる項目の精査と併せて同等または排出濃度をさらに低減した値を自主規制値とする計画である。”としている段階であるため、以下の各項目への意見を充分検討し、準備書段階では、事業者として可能な限りの低減策を講じて、法規制値を大きく下回る自主基準値とすべきである。</p> <p>また、既設 2 箇所では窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類（1 箇所は自主基準値あり）、水銀、悪臭、騒音・振動の大部分についての自主基準値がないが、こうしたことの無いよう、項目をすべて自主基準値に追加すべきである。</p> <div data-bbox="874 1227 1385 1601" data-label="Table"> <p style="text-align: center;">表 2.2.5 既存施設の自主規制値等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">計画施設に係る 法令等による 規制基準値</th> <th colspan="4">既存施設の自主規制値及び法規制値</th> </tr> <tr> <th>犬山市都市美化 センター</th> <th>江南丹羽環境 管理組合 環境美化センター</th> <th>法規 自主規制値</th> <th>法規 自主規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">排出 ガス</td> <td>硫黄酸化物(SO₂)</td> <td>—</td> <td>規制=0.0</td> <td>100ppm</td> <td>規制=0.0</td> <td>規制=0.0</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>g/m³s</td> <td>0.01</td> <td>0.05</td> <td>0.15</td> <td>0.02</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物(NO_x)</td> <td>ppm</td> <td>250</td> <td>—</td> <td>250</td> <td>—</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(HCl)</td> <td>mg/m³s</td> <td>700</td> <td>—</td> <td>700</td> <td>—</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臭気</td> <td>ダイオキシン類</td> <td>ng-TEQ/m³</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>水銀⁽¹⁾</td> <td>μg/cm³</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">騒音</td> <td>悪臭指数</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>昼（8時～12時）</td> <td>dB</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>朝・夕（6時～8時、 19時～22時）</td> <td>dB</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜（22時～5時）</td> <td>dB</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>昼間（7時～20時）</td> <td>dB</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間（20時～翌7時）</td> <td>dB</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(1) 環境省令第12号（騒音規制法）第12条第1項第2号。 (2) 大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より規制値が60から繰り下げられる本欄について、建設局が定める。</small></p> </div>	項目	単位	計画施設に係る 法令等による 規制基準値	既存施設の自主規制値及び法規制値				犬山市都市美化 センター	江南丹羽環境 管理組合 環境美化センター	法規 自主規制値	法規 自主規制値	排出 ガス	硫黄酸化物(SO ₂)	—	規制=0.0	100ppm	規制=0.0	規制=0.0	ばいじん	g/m ³ s	0.01	0.05	0.15	0.02	0.15	窒素酸化物(NO _x)	ppm	250	—	250	—	250	塩化水素(HCl)	mg/m ³ s	700	—	700	—	700	臭気	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	—	5	1	5	水銀 ⁽¹⁾	μg/cm ³	30	—	30	—	30	騒音	悪臭指数	—	10	—	10	—	10	昼（8時～12時）	dB	55	—	60	—	60	朝・夕（6時～8時、 19時～22時）	dB	55	—	55	—	55	夜（22時～5時）	dB	50	—	50	—	50	昼間（7時～20時）	dB	55	—	65	—	65	夜間（20時～翌7時）	dB	60	—	60	—	60
項目	単位				計画施設に係る 法令等による 規制基準値	既存施設の自主規制値及び法規制値																																																																																												
		犬山市都市美化 センター	江南丹羽環境 管理組合 環境美化センター	法規 自主規制値		法規 自主規制値																																																																																												
排出 ガス	硫黄酸化物(SO ₂)	—	規制=0.0	100ppm	規制=0.0	規制=0.0																																																																																												
	ばいじん	g/m ³ s	0.01	0.05	0.15	0.02	0.15																																																																																											
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	250	—	250	—	250																																																																																											
	塩化水素(HCl)	mg/m ³ s	700	—	700	—	700																																																																																											
臭気	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	—	5	1	5																																																																																											
	水銀 ⁽¹⁾	μg/cm ³	30	—	30	—	30																																																																																											
騒音	悪臭指数	—	10	—	10	—	10																																																																																											
	昼（8時～12時）	dB	55	—	60	—	60																																																																																											
	朝・夕（6時～8時、 19時～22時）	dB	55	—	55	—	55																																																																																											
	夜（22時～5時）	dB	50	—	50	—	50																																																																																											
	昼間（7時～20時）	dB	55	—	65	—	65																																																																																											
夜間（20時～翌7時）	dB	60	—	60	—	60																																																																																												
11	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“ばいじん”の法規制値が 0.04g/m3s となっているが、自主基準値は江南丹羽環境管理組合環境美化センターの 0.02g/m3s なみ以下にすべきである。ちなみに環境影響評価手続きを先行している豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は 0.01g/m3s としている。既設の自主基準は 0.02 と 0.05g/m3s であり、今回の尾張北部環境組合と同じ条件である。</p>																																																																																																	
12	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“窒素酸化物”の法規制値が、既設 2 箇所の法規制値と同じ 250ppm となっているが、自主基準値はもっと低くすべきである。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は 50ppm としている。</p>																																																																																																	

13	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“塩化水素”の法規制値が、700mg/m³s (約 430ppm) となっているが、新たに自主基準値に入れるので、とりあえず法基準を守りますということなら環境影響評価は不要である。事業者として可能な低減努力をすることが求められる。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は 65mg/m³s としている。また、他の施設(塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設、塩化第 2 鉄製造用の溶解槽、活性炭製造用の反応炉)の規制基準は 80mg/m³s となっている。</p>																				
14	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“ダイオキシン類”の法規制値が 0.1ng-TEQ/m³s となっているが、現在のダイオキシン類処理施設の能力からみて自主基準値としては一桁高い。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は 0.01ng-TEQ/m³s としている。</p> <p>また、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターの地域住民との協定値は以下のようになっている、今まで協定値を上回ったことは一度もない。</p> <p>(1) - 1 排ガスの排出濃度 (測定場所=煙突・測定回数=年 6 回)</p> <table border="1" data-bbox="363 638 1141 817"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>協定値 (アセス目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.02 g/m³以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>25ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>70ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>50ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、3月1日から縦覧されている西知多医療厚生組合のごみ処理施設の準備書 p21 では、計画基準値として以下のようになっている。硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素については、事業者として可能な低減策を講ずるべきである。</p> <table border="1" data-bbox="338 929 1125 1108"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>計 画 基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.02 g/m³以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>20 ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>30 ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>40 ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	協定値 (アセス目標値)	ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)	硫黄酸化物	25ppm 以下	窒素酸化物	70ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	塩化水素	50ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	項 目	計 画 基 準 値	ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)	硫黄酸化物	20 ppm 以下	窒素酸化物	30 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	塩化水素	40 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)
項 目	協定値 (アセス目標値)																				
ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)																				
硫黄酸化物	25ppm 以下																				
窒素酸化物	70ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																				
塩化水素	50ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																				
項 目	計 画 基 準 値																				
ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)																				
硫黄酸化物	20 ppm 以下																				
窒素酸化物	30 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																				
塩化水素	40 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																				
15	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“水銀”の法規制値が 30 μg/m³ となっているが、塩化水素と同様に事業者として可能な低減努力をする必要がある。また、既設 2 箇所は、自主規制値がなく、法規制値が 50 μg/m³ となっており、今回の計画がより高度な処理をするように勘違いするが、これは既設施設についての法規制値と異なり、新設施設の法規制値である。このことを注 2 で追記すべきである。</p>																				
16	<p>*17</p> <p>公害防止基準で“悪臭の臭気指数”の法規制値が 18 となっており、既設の法規制値が、犬山市都市美化センターでは 12、江南丹羽環境管理組合環境美化センターでは 15 と異なり、形式的には既設 2 箇所より緩い規制値となっている。これは悪臭防止法の規制地域(第 1 種 12、第 2 種 15、第 3 種 18)の違いであると想定されるが、混乱を引き起こすため、注で追記すべきである。</p> <p>また、近くの住居の少なさが 10 点 p9 と他 4 地区より良かったとはいえ、“江南緑地公園(中般若):テニスコートやバーベキュー場が整備された緑地公園、木曾川扶桑緑地公園:サイクリングロードや散策の森が整備されており、サイクリングロードからは木曾川にやってくる野鳥を見ることができる。” p94 とあり、悪臭にも十分配慮が必要な地区であるため、臭気濃度は 12 以下とすべきである。</p>																				
17	<p>*17</p> <p>公害防止基準で“騒音”の法規制値が昼間 60dB～夜間 50dB となっているが、犬山市都市美化センターの自主基準値だけが、昼間と夜間だけ規制値より 5 dB 低い値となっている。少なくともこの水準までは自主基準値を下げることはできるはずである。また、朝、夕の時間帯にも規制値があり、自主基準値を設けるべきであり、自主基準値は規制値より 5 dB 以上低い値とすべきである。</p>																				
18	<p>*17</p> <p>公害防止基準で“振動”の法規制値が昼間 65dB～夜間 60dB となっており、他の 2 箇所にも自主基準値がなかったが新たに設定すべきである。騒音と同様に規制値より 5 dB 以上低い値を自主基準値とすべきである。</p>																				

19	<p>*p 18</p> <p>排水計画で“雨水については一旦調整池にて貯留した後、生活排水と同様に…既存の排水路へ放流する計画である。…排水する雨水等は、最終的には木曾川に放流される。”とあるが、雨水といえども、場内に散乱したごみや焼却灰に含まれるダイオキシン類や鉛などの有害物質が含まれる恐れがある。まして放流先は、この地域の農地を四百年来にわたり潤し続ける3つの農業用水（宮田用水、木津用水、羽島用水）の取水口である犬山頭首工こそ約4km上流であるが、BOD環境基準は2002年7月に国がA類型に昇格させた水域であり、水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの、水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用などが求められる水域である。このため、調整池で貯留した水についての水質分析を実施することとし、それに伴う措置を検討し、準備書では記載する必要がある。</p>
20	プラント水から発生する汚泥の処理について記載されていないように思います。
21	施設からの排水の調査地点が一般廃棄物最終処分場の放流地点と同じですか。
22	<p>工事用物品の搬入は道路南から直接現場へ入るが、県道浅井線をまたぐことになり渋滞はさけられることは困難だが（信号機器は必要）、関江南線の出入りに渋滞が加速されることが予測される。このことは完成後もゴミ搬入で継続されるのではないかと。</p> <p>上記のことを考えると扶桑～各務原の新大橋の建設か現行の愛岐大橋の複線増設が必要と思われる。</p>
23	計画地盤高が良くわかりません。明確にしてください。

(4) 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容に関すること（計2意見）

24	<p>14頁「複数案から・・・」</p> <p>「搬入車両両線（想定）から、南堤防道路からの搬入が検討されていることが分かります。搬出入口の位置や利用道路は地域の住環境への影響が大きく中般若区民にとっても関心事であります。地元住民へ「北側堤防から南側へ変更した理由や影響等の説明」をしていただきたいと思えます。</p>
25	事業用地北側の利用方法は、数十年後の建設予定地ですか。

(5) 事業計画の策定時における環境配慮事項に関すること（計8意見）

26	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。”とあるが、“可能な限り”は削除すべきである。これは建設工事を発注する際の契約に含めば済むことであり、2018年12月21日現在で、第3次排出ガス対策型建設機械は741型式、2次基準値（平成22年9月指定終了）は2,527型式が国土交通省から認定されているので十分な建設機械がある。同様に低騒音型建設機械は、6,359型式が認定されている。</p> <p>また、低炭素型建設機械の使用も検討すべきである。この低炭素型建設機械は2018年9月現在49型式（ブルドーザ45型式、バックホウ4型式）が認定され国土交通省から認定されており、地球温暖化対策上、この低炭素型建設機械を可能な限り使用することが必要である。</p>
27	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事中の資材等運搬車両については、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように努める。”とあるが、“可能な限り使用するように努める。”は、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械の配慮事項より後退し、可能な限りに加えて、努めるまでついている。”可能な限り…努める”は削除すべきである。</p>
28	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。”とあるが、適宜では意味不明である。工事工程上で散水が必要な解体工事、風速等で散水が必要になるものなどを抽出し、記載すべきである。</p>
29	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、工事中に“雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。”とあるが、通常操業時の雨水経路に、仮設沈砂池等を設け、調整池にて貯留した後放流すると理解すればいいのか。いずれにしても“適正に処理を行う”の内容を項目、値など具体的に示すべきである。</p>

30	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音・振動等の伝搬を防止する。”とあるが、どの程度の幅員で、どこに設置するかを明記すべきである。また、どのような植樹を行うのかも、景観上、生態系上必要になってくる。</p>
31	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“生活排水及び雨水は、適正に処理を行った後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。”とあるが、排水計画 p17、18 と異なっている。生活排水は確かに合併浄化槽で処理するが、雨水は“一旦調整池にて貯留した後、…既存の排水路へ放流する計画である。”としており、調整池で適正に処理を行うとは読み取れない。</p>
32	<p>*p 30</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、工事中の資材等運搬車両と同文であり、可能な限りに加えて、努めるまでついている。“可能な限り…努める”は削除すべきである。</p>
33	<p>*p 30</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。”とあるが、再使用の場所、量を具体的に示すとともに、残った発生土はどこに、どんな目的で、どのように運搬するかも示すべきである。</p>

2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見（計4意見）

（1）社会的状況に関すること（計4意見）

34	<p>*p 128</p> <p>騒音に係る環境基準のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）として、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下が記載されているが、出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 環境庁告示第 64 号）だけでは“幹線交通を担う道路に近接する空間”がどの道路のことか分からない。高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などと 2001 年 1 月 5 日環大企第 3 号で通知されているだけであることを明記すべきである。</p> <p>【参考】騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について</p> <p style="text-align: center;">公布日：平成 13 年 1 月 5 日 環大企 3 号</p> <p>「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする</p> <p>(1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)</p> <p>(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。</p>
35	<p>*p 130</p> <p>自動車騒音に係る要請限度の注 1) で“要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、騒音規制法第 17 条を正確に引用すべきである。“措置を執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するものとする」と非常に厳格な表現で市長村長の義務を定めている。</p>
36	<p>*p 130</p> <p>自動車騒音に係る要請限度の注 2) で、“「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。”として、高速道路、国道、県道、4 車線以上の市町村道が説明してあるが、その根拠が環境省の環境基準告示にもなく、単なる通知文であることが理解できるよう、出典を追加すべきである。</p>

37	<p>*p 132</p> <p>道路交通振動に係る要請限度の注)で“要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、振動規制法第 16 条を正確に引用すべきである。“道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し”は「道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し」と具体的に舗装、維持、修繕と要請項目があること。また、“県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する”は「県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と非常に厳格な表現で市長村長の義務を定めている。</p>
----	--

3 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解に関する意見 (計 4 意見)

38	<p>*p 209</p> <p>配慮書への知事意見“木曾川の両岸に点在する樹林地のうち比較的大きなシイ・カシニ次林を事業実施想定区域に選定した経緯について、その内容を分かりやすく示すこと。”への見解は、“尾張北部ブロックや第 1 小ブロックでの検討経緯など、第 2 章に詳細を記載しました。”とあるのは、2.1.5 建設地の決定経緯 p7~9 が中心と思われる。しかし、犬山市塔野地、犬山市善師野、犬山市池野を候補地としたが、地元調整が難航し、最も多くのごみを排出する江南市が市内 5 か所の候補地について、評価基準を○、△、×で評価したというものだが、基本要素として、①敷地面積の確保、②アクセスのしやすさ、重要要素として、③用地確保のしやすさ、④近くの住居の少なさ、⑤運搬経費の安さ、参考要素として、⑥学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無、⑦搬入道路における集落等の通過、⑧行政計画とのつりあい、⑨土地造成のしやすさ、⑩土地利用の現況の 10 項目であり、知事意見が意味している「なぜシイ・カシニ次林を事業実施想定区域に選定した」のかに答える内容になっていない。つまり、知事意見に答えているようで全く答えていない。このような姿勢を改め、準備書以降の手続きでシイ・カシニ次林の保存のため、例えば、敷地の北側に隣接するサイクリングロード沿いに移植するなど、必要な環境保全措置を充分検討すべきである。</p>
39	<p>*p 210</p> <p>配慮書への知事意見“事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“本事業の事業特性、地域特性から、特殊な気象条件下における大気汚染物質による高濃度の影響が懸念されることを踏まえ、大気質の調査、予測及び評価の手法について検討し、その結果を第 7 章に記載しました。”とあるが、第 7 章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 p213~270 では、その内容に全く触れていない。</p> <p>記載してあるのは“調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見及び指針別表第 2 に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定した。” p220 という見解と同じ文章をくり返しているだけである。木曾川沿いという特異な風向・風速、煙突高さを低くせざるを得ないことによるダウンドラフト等による短期濃度上昇という具体的な指摘に対し、どのように検討し、結果として、予測の基本的な手法として、プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーション p223 を選定したかについて触れるべきである。</p> <p>そもそもの発端は、横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会が、独自に現地で実験し「科学的にはもっと正しい方法がある」と公害調停を申請した結果、2017 年 2 月 20 日に公害調停合意が成立し、「環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法を用いるものとする。」と、これまで大気拡散予測時に採用されている「プルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。国土交通省からは「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出したものである。こうした経緯と国の動きを調べ、予測手法の妥当性を検討すべきである。</p>

40	<p>*p 210</p> <p>配慮書への知事意見“2)既存の2施設が1施設に集約され、ごみ収集車等の交通量が増加することが想定されることから、ごみ収集車等の走行ルートに係る大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“…廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように努めるなど、道路沿道への影響に配慮した事業計画とします。”と計画策定時における環境配慮事項と同じ文章になっているが、知事は配慮書のこの部分を見て、不十分としてこのような意見を出したはずであり、それに対して同じ見解では知事意見を完全に無視したことになる。可能な限りに加えて、努めるまでついている。少なくとも”可能な限り…努める”は削除すべきである。</p>
41	<p>*p 210</p> <p>配慮書への知事意見“事業実施想定区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシニ次林で構成されていることから、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“改変面積はできる限り小さくし、保全の可能な部分については極力保全を図るよう配慮するなど、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とします。また、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曾川沿いも含んだ範囲とし、その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。”とあるが、配慮書に対する知事意見であるから、“改変面積はできる限り小さくし”は配慮書以後の検討のはずである。しかし、今回の方法書では、配慮書以後、改変面積を小さくする努力の結果がない。せいぜいわかるのは、計画施設への出入口の位置と施設場内の搬入車両動線（想定）p27 程度であるが、敷地の北側 1/3 が残る程度であり、その部分もシイ・カシニ次林を保全する計画とは読み取れない。事業計画に、シイ・カシニ次林を“極力保全を図る”ことが理解でき、かつ敷地境界に設置する緩衝緑地帯を含め、シイ・カシの移植も含めた緑地計画を追加すべきである。</p>

4 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見（計 25 意見）

（1）都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由に関すること（計 3 意見）

42	電波障害は予測しないのですか。
43	構造物の存在による地盤変形は考慮する必要はありませんか。
44	<p>*p 217</p> <p>環境影響評価の項目の選定・非選定理由で、水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）について、“プラント系排水…、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、主たる排水となる合併浄化槽で処理する生活排水の内容を示さないまま、“排水先に対する本事業における負荷量はわずか”と断定することはできない。環境影響評価の項目として選定し、少なくとも、排水先の水質、水量を調査し、必要な規模の合併浄化槽の人槽、水量、水質を決定し、排水先にどの程度の影響が出るのかを予測・評価すべきである。</p> <p>富栄養化についても、“水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、同様の理由で選定すべきである。</p>

（2）調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由に関すること（計 22 意見）

45	<p>このところの全国の環境影響票を見ていると、特に焼却施設の環境影響評価は、設備機器の向上環境への影響はほとんどないと思います。そのため、建設するために必要な書類を形式上に作っているように見受けられます。</p> <p>適切な調査と正確な予測を実施してください。</p>
46	すべての予測については、環境保全措置を盛り込み予測してください。（安易に安全側の予測をしないでください。）
47	<p>上層気象調査に流跡線調査を加えてください。</p> <p>拡散実験を実施してください。</p>

48	<p>大気の調査のうち周辺5地点については、地点間で測定日が異なることが無いように調査してください。</p> <p>自動測定器は、乾式、湿式のどちらか一方に全地点を統一するようにしてください。</p>
49	<p>地点間及び計画地内での調査地点と野間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。</p>
50	<p>1年を通じての気象調査の風向風速のデータを予測で使用するのであれば、調査高さを考慮してください。</p>
51	<p>*p 223, 225 等</p> <p>調査、予測及び評価の手法（大気質）の窒素酸化物、浮遊粒子状物質について、予測の基本的な手法は“プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測”とあるが、知事意見の木曾川沿いの特異な風向・風速、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により短期濃度が高くなる懸念から、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討することを、どのように判断して従来通りのプルーム式及びパフ式を用いたのかを説明する必要がある。そのなかで、国と横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会で公害調停合意が成立し、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされたことへの判断も加えるべきである。</p>
52	<p>*p 230</p> <p>有害物質等の評価の手法として、塩化水素の基準・目標について“「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日環大規第136号））による塩化水素の目標環境濃度”とあるが、この通達では「目標環境濃度は日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度（上限値5ppm）を参考として、0.02ppmとし、平均的な排出口高さを有する施設からの塩化水素の排出が、拡散条件の悪い場合であってもこれを満足するよう排出基準値を設定した。」とある。つまり、この目標環境濃度0.02ppmから塩化水素の排出基準値700mg/m³Nが逆算された。しかし、この目標環境濃度0.02ppmは労働環境濃度（上限値5ppm）の0.4%を参考としただけであり、特に根拠のある数値ではないことに留意した評価が必要である。</p>
53	<p>*p 230</p> <p>有害物質等の評価の手法として、水銀の基準・目標について“「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年環境省通知 環管総発第03090004号）による水銀の指針値”とあるが、この通知では「長期曝露による健康影響を未然に防止する観点から、水銀蒸気の長期曝露に係る指針値として、年平均値0.04μg/m³以下を提案する。」と、水銀蒸気の長期曝露に係る指針値を示したもので、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することとは異なっているため注意が必要である。</p> <p>また、この通知では指針値を提案した後に「しかしながら、新生仔期動物の曝露に対する感受性が高いというデータもあり、その定量的評価が定まっていないことは、今後の検討に際して考慮すべき点と考えられる。」と追加の注記があることに留意した評価が必要である。</p>
54	<p>*p 233</p> <p>建設作業等騒音の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な騒音発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での騒音発生量が最大の時が、敷地境界での騒音最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。</p>
55	<p>*p 236</p> <p>道路交通騒音の評価の手法として、基準・目標は「騒音に係る環境基準について」としているが、この環境基準は、①一般の環境基準、②ただし書きの道路に面する地域の環境基準、③特例としての幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準があり、幹線交通を担う道路としては、中央環境審議会の答申を経た環境省の告示ではなく、2001年1月5日環大企第3号で通知されているだけであり、高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などである。今回の5地点はいずれも県道であるため、特例の環境基準を当てはめることになる。しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決（2010年5月20日）の最高裁決定により「昼間屋外値がLAeq65dBを超える場合…受忍限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められる」とし、損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度を5dB上回るような特例の環境基準は廃止すべきものであることを理解したうえで、評価をすべきである。</p>

56	<p>道路交通騒音については、そろそろ新しいモデル「ASJ RTN Model-2018」が出そうなので評価書提出時に新しいモデルが発表されていれば用いてください。</p>
57	<p>低周波音については、同規模（出れば処理方法も同じ）の類似施設でいくつか測定したデータも含めて予測してください。</p>
58	<p>*p 237</p> <p>低周波音の評価の手法として、“事業者の実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”だけで、通常の項目にある基準・目標がない。しかし、環境省は「低周波音問題対応の手引書（平成 16 年 6 月）」で、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値を示している。この参照値を基準・目標とすべきである。</p> <p>なお、この手引きの参照値の留意事項で「本参照値は、低周波音によると思われる苦情に対処するためのものであり、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」とあるが、苦情の発生の可能性を評価するための参照値として十分耐えうるものであり、他の事業者も環境影響評価の基準並みに扱っている。リニア新幹線の環境影響評価では、この値で評価している。また、同時期に先行している豊橋田原ごみ処理施設（業務委託者は、同じ八千代エンジニアリング株式会社名古屋支店）でも、準備書（2019 年 1 月）で手引書の心身に係る苦情に関する参照値との比較をしている。</p>
59	<p>*p 240</p> <p>建設作業等振動の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な振動発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での振動発生量が最大の時が、敷地境界での振動最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。</p>
60	<p>*p 241</p> <p>施設からの振動の評価の手法で、基準・目標に、振動規制法と県生活保全条例の規制基準がかかっているが、法規制を守るのは当たり前、このような値以下だから問題なしとするようでは環境影響評価の意味がない。削除すべきである。</p> <p>また、基準・目標に、“振動の感覚閾値”があるが、振動については環境基本法に基づく環境基準は設定されていないため、この振動の感覚閾値で比較することは適切と思われる。規制基準を削除し、振動の感覚閾値だけで評価すべきである。</p>
61	<p>*p 243</p> <p>道路交通振動の評価の手法で、基準・目標が“「道路交通振動の要請限度」”となっているが、これは、振動規制法第 16 条で「限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、施設からの振動の評価で用いる“振動の感覚閾値”とすべきである。</p>
62	<p>*p 247</p> <p>掘削・盛土等の土工による水の濁り（浮遊物質量）の評価の手法が、“事業者の実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”だけで、通常の項目にある基準・目標がない。しかし、水の濁り（浮遊物質量）については環境基準が定められているため、水素イオン濃度の評価の手法の基準・目標と同じく「水質汚濁に係る環境基準について」を追加すべきである。</p>

<p>63</p>	<p>*p 249</p> <p>掘削・盛土等の土工で、有害物質による土壌汚染の調査場所が“土地利用の状況等を考慮して設定した事業実施区域内の3地点”とあるが、地下水位の調査地点 p255 と異なっている。この地下水位調査地点は“事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点” p253 ということなので、ごみピットのための掘削土壌が発生する場所であり、土地利用の状況等を考慮して設定する以上、ごみピット付近のこの地点は土壌汚染の調査場所として追加すべきである。</p> <p>また、調査地点1, 2, 3がそれぞれどのような土地利用が予定されているので選定したのかの理由を示すべきである。それなりの土地利用計画が示されていないので断定できないが、配慮書の複数案 p23 で見る限りでは、調査地点1, 2, 3は、新設建物の位置から外れており、もし、掘削するとしてもそれほど量ではないと思われる。土壌汚染で重要なのは、掘削土が汚染されている場合にどう処理するかであり、掘削土の土壌汚染を重点的に調査すべきである。</p> <div data-bbox="884 241 1374 595" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="959 696 1326 958" data-label="Image"> </div>
<p>64</p>	<p>*p 254</p> <p>地下水の状況及び地下水質の評価の手法が“事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。“とあるが、これでは不十分である。地下水質の環境基準が有害物質、ダイオキシン類について定められているため、基準・目標として、水質の環境基準、ダイオキシン類（地下水）の環境基準を追加すべきである。</p> <p>配慮書への意見“事業実施想定区域内の南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。” p205 への見解ではこの事実関係について触れていない。</p> <p>現に、知多南部クリーンセンターは、2007年に建設予定地を半田市クリーンセンター敷地内の最終処分場跡地（旧法処分場跡地注）に決定し、新たなごみ処理施設の環境影響評価の手続きを開始したが、旧法処分場跡地内の廃棄物層保有水から、ダイオキシン類等が検出された。対策工事費等も膨大になるため2市3町で改めて検討することとし、武豊町地内を代替地にするという合意を得た。やっと2015年7月に、場所を変更した方法書が公表され、2017年11月に準備書が公表された。環境影響評価書が完成したのは2018年8月である。しかし、この武豊町の予定地でもダイオキシン類とフッ素の地下水質が環境基準をこえているため、現在もモニタリングを続けている。こうした事態にならないよう、方法書段階でしっかりした調査をすることを決めておく必要がある。</p>
<p>65</p>	<p>*p 256</p> <p>日照障害の予測方法が“時刻別日影図及び等時間日影図の作成による”とだけあるが、日影規制の対象となる平均地盤面+4mとするのが通例である。日影規制の対象の平均地盤面+4mでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。法律を守るのは当たり前のことである。“事業実施区域は主にシイ・カシニ次林で、…周囲は市街地及び耕作地が多い地帯” p78 であるため、知事からも“動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”と特別に意見が出されている。この趣旨に従い、高さ4mではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。植物にとっては日照が非常に大切である。</p> <p>また、その意味でも評価の手法の基準・目標が“「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制“だけでは不十分である。</p>

66	<p>*p 262</p> <p>図 7.2.9 動植物の調査地域で、鳥類のラインセンサスルートが事業予定地内に 1 本、事業予定地北側のケネザサーコナラ群集を中心に 1 本計画されているが、“事業実施区域及び周囲約 200m の範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曽川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲” p257 と矛盾している。ヤナギ低木群落 (図のピンク色) とオギ群落 (図の黄色) の一部をかすめて哺乳類～昆虫類の任意探査だけであるし、ヤナギ低木群落とオギ群落も鳥類のラインセンサスルートに追加すべきである。</p> <p>これらオギ群落やヤナギ低木群落には“河川敷や水田等耕作地を利用するサギ科、クイナ科、チドリ科の種や、雑木林や草地に生息するキツツキ科、ヒタキ科、ホオジロ科の種が多く確認されている。” p63 ため、その実態を正確に把握する必要がある。</p>	
----	---	--

5 その他の事項に関すること (計 5 意見)

67	<p>*p 273～287</p> <p>用語解説があるが、その出典を明記すべきである。環境影響評価の手続き中で 2019 年 1 月に準備書を公表した豊橋田原ごみ処理施設の委託業者は、今回の尾張北部環境組合ごみ処理施設と同じ八千代エンジニアリング株式会社名古屋支店であるが、豊橋田原ごみ処理施設の用語解説では、最後に出典として、：「環境アセスメント用語集」(環境影響評価情報支援ネットワークホームページ http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html) と「EIC ネット環境用語集」(一般財団法人環境イノベーション情報機構ホームページ http://www.eic.or.jp/ecoterm/) が記載されている。</p> <p>例えば、「環境振動」、「寄与濃度」、「自動撮影法」、「大気汚染常時監視測定局」、「任意観察法」、「任意採集法」、「ポイントセンサス法」、「目撃法」、「有害物質」、「有害大気汚染物質」は「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」にもないが、出典は何か。</p> <p>「要請限度」は「環境アセスメント用語集」で「対策を講じるよう要請することができる」と間違った説明がしてある。さすがに方法書ではそのままではなく、騒音、振動共に“要請するものとしている”と若干の修正をしている。</p> <p>必要な用語について正確な情報を記載すべきである。</p>
68	<p>意見をと云う事ですので、愛知県の建設部長さんが、住民や関係機関との合意形成が図られるよう努めて下さいと書いてあります。小淵地区に来てお話しをして下さい。</p>
69	<p>環境保全の意見ではないですが、ほかの環境影響評価では要約版のほかに、配布用の「あらまし」(A3を2枚つなげたぐらいの見開き)を配布してください。</p>
70	<p>事後調査(工事中、供用後)の適切な時期、計画を明確にしてください。</p>
71	<p>建設北側の廃物の交渉は大変かと思われるが地主に付加価値的な建設物はないものか。(具体的には焼却炉からの湯)</p>